

議第 41 号

## 下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例について

下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

### 提 案 理 由

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）が改正されたことに伴い、引用条項にずれが生じたため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例

下呂市分担金徴収条例（平成 16 年下呂市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別徴収金の額)</p> <p>第 4 条 土地改良事業の施行に係る地域内の農地について、<u>法第 113 条の 3 第 3 項</u>の規定に基づく当該事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときはその示された日）の属する年度の翌年度（その年度の到来する日以前に知事が指定する場合にあっては当該指定する年度）から起算して 8 年を経過しない間に農地以外へ転用が行われる場合又は当該事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造成されたものについての開田が行われる場合（当該転用に係る農地の面積が知事の指定する面積を超えない場合又は知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合を除く。）において、当該転用に係る農地（以下「転用農地」という。）又は当該開田に係る農地（以下「開田農地」という。）につき法第 3 条に規定する資格を有するものから徴収する分担金の額は、市が当該事業につき国から交付を受けた補助金の額（県費でかさ上げされた補助金がある場合は当該額を加えた額）に相当するものを、前項に規定する分担金の算定方式により当該転用農地又は開田農地に割り振って得られる額（農地の農地以外への転用が行われる場合において当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入があるときは、当該収入額のうち当該転用農地に係るものを差し引いた額）とする。</p>	<p>(特別徴収金の額)</p> <p>第 4 条 土地改良事業の施行に係る地域内の農地について、<u>法第 113 条の 2 第 2 項</u>の規定に基づく当該事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときはその示された日）の属する年度の翌年度（その年度の到来する日以前に知事が指定する場合にあっては当該指定する年度）から起算して 8 年を経過しない間に農地以外へ転用が行われる場合又は当該事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造成されたものについての開田が行われる場合（当該転用に係る農地の面積が知事の指定する面積を超えない場合又は知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合を除く。）において、当該転用に係る農地（以下「転用農地」という。）又は当該開田に係る農地（以下「開田農地」という。）につき法第 3 条に規定する資格を有するものから徴収する分担金の額は、市が当該事業につき国から交付を受けた補助金の額（県費でかさ上げされた補助金がある場合は当該額を加えた額）に相当するものを、前項に規定する分担金の算定方式により当該転用農地又は開田農地に割り振って得られる額（農地の農地以外への転用が行われる場合において当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入があるときは、当該収入額のうち当該転用農地に係るものを差し引いた額）とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）が改正されたことに伴い、引用条項にずれが生じたため、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

（1）「法第 113 条の 2 第 2 項」を「法第 113 条の 3 第 3 項」に改めます。

（第 4 条関係）

（2）この条例は、公布の日から施行します。

（附則関係）